

瑞穂町地域防災計画

【資料編】

目次

資料第1	瑞穂町防災会議委員	1
資料第2	瑞穂町防災会議条例	2
資料第3	瑞穂町災害対策本部条例	4
資料第4	過去の主な水害	5
資料第5	指定避難場所等	6
資料第6	消防団の状況	7
資料第7	災害救助法に基づく救助等	8
資料第8	災害派遣部隊の活動内容	11
資料第9	都の緊急輸送道路の位置	12
資料第10	ヘリコプター緊急離着陸場及びランデブーポイント	13
資料第11	災害協定等	14

資料第 1 瑞穂町防災会議委員

	機関名	役職
1	瑞穂町	町長
2	//	副町長
3	//	教育長
4	警視庁	福生警察署長
5	東京消防庁	福生消防署長
6	陸上自衛隊 第1師団	第1施設大隊長
7	東京都建設局西多摩建設事務所	副所長
8	東京都保健医療局西多摩保健所	所長
9	東京水道株式会社あきる野水道事務所	所長
10	東日本旅客鉄道株式会社	拝島営業統括センター所長
11	NTT 東日本株式会社東京事業部	東京西支店長
12	東京電力パワーグリッド株式会社	立川支社長
13	日本郵便株式会社	瑞穂郵便局長
14	西多摩農業協同組合	代表理事組合長
15	瑞穂町医師会	会長
16	瑞穂町自主防災組織連絡協議会	会長
17	瑞穂町交通安全推進協議会	会長
18	瑞穂町消防団	団長
19	瑞穂町民生委員・児童委員協議会	会長
20	福生防災女性の会	副会長 瑞穂支部長
21	瑞穂町社会福祉協議会	会長
22	瑞穂町	企画部長
23	//	住民部長
24	//	協働推進部長
25	//	福祉部長
26	//	都市整備部長
27	//	教育部長
28	//	議会事務局長
29	//	安全・安心課長
30	//	会計課長

資料第 2 瑞穂町防災会議条例

昭和 39 年 6 月 25 日
条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 16 条第 6 項の規定に基づき、瑞穂町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 瑞穂町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命した者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 自衛隊に属する者
 - (3) 東京都知事の部内の職員
 - (4) 警視庁の警察官
 - (5) 東京消防庁の消防吏員
 - (6) 町職員
 - (7) 瑞穂町教育委員会の教育長
 - (8) 瑞穂町消防団員
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (10) 自主防災組織(法第 5 条第 2 項の自主防災組織をいう。)を構成する者又は学識経験のある者
 - (11) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者
- 6 委員の総数は、30 人以内とする。
 - 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 8 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、町の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 9 日条例第 4 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 11 日条例第 3 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の瑞穂町防災会議条例第 3 条第 5 項の規定により委嘱され、又は任命された委員は、この条例による改正後の瑞穂町防災会議条例第 3 条第 5 項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。

資料第3 瑞穂町災害対策本部条例

昭和39年6月25日
条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、瑞穂町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月8日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月10日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料第 4 過去の主な水害

年月日 気象名	被害内容	備考
昭和 52 年 8 月 17 日 集中豪雨	残堀川が溢水し、町内で 6ha 浸水した。 石畑表東町、石畑西砂町で床下浸水 26 戸、床上浸水 3 戸	日雨量 44mm 最大 1 時間雨量 9mm (雨量観測所: 青梅)
昭和 53 年 7 月 11 日 集中豪雨	残堀川が溢水し、町内で 0.7ha 浸水した。 石畑表東町、石畑西、東砂町、殿ヶ谷仲町で床下浸水 10 戸、床上浸水 2 戸	日雨量 77.5mm 最大 1 時間雨量 19mm (雨量観測所: 青梅)
昭和 54 年 10 月 19 日 台風第 20 号	内水氾濫が発生し、町内で 0.2ha 浸水した。 殿ヶ谷表町、殿ヶ谷中芝町で床下浸水 2 戸	日雨量 66mm 最大 1 時間雨量 29mm (雨量観測所: 青梅)
昭和 57 年 9 月 12 日 台風第 18 号	残堀川の溢水、内水氾濫が発生し、町内で 53.5ha 浸水した。 石畑、殿ヶ谷、箱根ヶ崎では溢水のため、0.4ha が浸水した。床下浸水が 45 戸、床上浸水が 2 戸 長岡、元狭山、武蔵野では内水氾濫が発生し、53.1ha が浸水した。床下浸水が 5 戸	日雨量 129mm 最大 1 時間雨量 32mm (雨量観測所: 青岸橋)
昭和 60 年 6 月 30 日 台風第 6 号	内水氾濫が発生し、町内で 0.1ha 浸水した。 箱根ヶ崎で床下浸水 1 戸	日雨量 113mm 最大 1 時間雨量 14mm (雨量観測所: 青岸橋)
昭和 60 年 7 月 21 日 集中豪雨	内水氾濫が発生し、町内で 0.1ha 浸水した。 長岡下師岡で床下浸水 2 戸、床上浸水 1 戸	日雨量 8mm 最大 1 時間雨量 8mm (雨量観測所: 青岸橋)
昭和 62 年 8 月 24 日 集中豪雨	内水氾濫が発生し、町内で 0.78ha 浸水した。 箱根ヶ崎 4・9 丁目で 0.1ha が浸水し、床下浸水が 10 戸 箱根ヶ崎 2・5・6・7 丁目、表上町・丸町・東砂町・西砂町・表東町で 0.68ha 浸水し、床下浸水 93 戸、床上浸水 1 戸	日雨量 49mm 最大 1 時間雨量 48mm (雨量観測所: 青岸橋)
昭和 63 年 8 月 18 日 集中豪雨	内水氾濫が発生し、町内で 0.03ha 浸水した。 石畑 2 丁目、東砂町で床下浸水 3 戸	欠測
平成 4 年 7 月 15 日 集中豪雨	残堀川の有堤防部で越水し、町内で 10.03ha 浸水した。 石畑、殿ヶ谷で床下浸水 125 戸	総雨量 95mm 日雨量 95mm 最大 1 時間雨量 70mm (雨量観測所: 青岸橋)
平成 11 年 8 月 13 日～ 14 日 熱帯低気圧	内水氾濫が発生し、町内で 0.28ha 浸水した。 箱根ヶ崎、石畑で床下浸水 15 戸	総雨量 296mm 日雨量 243mm 最大 1 時間雨量 34mm (雨量観測所: 青岸橋)
平成 14 年 10 月 1 日 台風 21 号	町内の箱根ヶ崎で地すべりが発生した。幅は 38m、長さは 14.3m、層厚は 4.4m、半壊 2 戸	総雨量 164mm 日雨量 164mm 最大 1 時間雨量 39mm (雨量観測所: 青岸橋)
平成 28 年 8 月 21 日～ 22 日 台風第 9 号	石畑で急傾斜地崩壊 1 棟、内水氾濫により二本木、石畑、殿ヶ谷、駒形富士山で床上浸水 6 棟	総雨量 220mm 日雨量 220mm 最大 1 時間雨量 71mm (雨量観測所: 青岸橋)
令和元年 10 月 12 月～ 13 日 台風第 19 号	町内に大雨特別警報及び土砂災害警戒情報が発令され、狭山神社脇都道 166 号及び中央体育館北側で土砂災害が発生した。	
令和 6 年 8 月 29 日 台風第 10 号	大雨(浸水害)、大雨(土砂災害)及び洪水警報が発表され、道路の冠水による自動車の水没、道路のアスファルト舗装面の隆起等が発生した。	

(東京都建設局 HP「過去の水害記録」等より)

資料第5 指定避難場所等

1 指定緊急避難場所

施設名	所在地	電話番号	トイレ	延べ床面積	収容人員
武蔵野コミュニティセンター	むさし野 1-5	570-0555	5 か所	1,199 ㎡	250 人
元狭山コミュニティセンター	二本木 673-1	568-0333	6 か所	1,215 ㎡	250 人
長岡コミュニティセンター	箱根ヶ崎 1180	568-0030	6 か所	1,855 ㎡	390 人
あすなる児童館	石畑 1837	557-7766	6 か所	744 ㎡	150 人
瑞穂町民会館	石畑 1875	513-9370	5 か所	1,104 ㎡	230 人

2 指定避難所

施設名	所在地	電話番号	トイレ	体育館	教室	収容人員
第一小学校	箱根ヶ崎 2287	557-0045	26 か所	701 ㎡	2,384 ㎡	650 人
第二小学校	長岡長谷部 250	557-0646	18 か所	561 ㎡	1,461 ㎡	420 人
第三小学校	二本木 670	557-0266	18 か所	584 ㎡	1,659 ㎡	470 人
第四小学校	箱根ヶ崎西松原 2-1	557-4143	26 か所	700 ㎡	2,455 ㎡	660 人
第五小学校	殿ヶ谷 1160	556-1377	21 か所	682 ㎡	1,277 ㎡	410 人
瑞穂中学校	石畑 1961-1	557-0070	28 か所	920 ㎡	3,247 ㎡	880 人
第二中学校	箱根ヶ崎 1172	557-5501	17 か所	913 ㎡	2,942 ㎡	810 人
中央体育館	石畑 1989	557-5194	4 か所	1,629 ㎡ (延べ床)		340 人
瑞穂武道館	箱根ヶ崎 519	557-6513	3 か所	558 ㎡ (延べ床)		110 人

3 広域避難場所

施設名	所在地	電話番号	面積	収容人員
第一小学校	箱根ヶ崎 2287	557-0045	6,880 ㎡	6,880 人
第二小学校	長岡長谷部 250	557-0646	11,831 ㎡	11,831 人
第三小学校	二本木 670	557-0266	9,928 ㎡	9,928 人
第四小学校	箱根ヶ崎西松原 2-1	557-4143	10,198 ㎡	10,198 人
第五小学校	殿ヶ谷 1160	556-1377	12,090 ㎡	12,090 人
瑞穂中学校	石畑 1961-1	557-0070	14,569 ㎡	14,569 人
第二中学校	箱根ヶ崎 1172	557-5501	12,691 ㎡	12,691 人
町営グラウンド	箱根ヶ崎 2189		12,929 ㎡	12,929 人
武蔵野コミュニティグラウンド	むさし野 1-5		7,557 ㎡	7,557 人

4 一時避難場所

施設名	所在地	電話番号	面積	収容人員
石畑地区スポーツ広場	石畑 1595-1		4,165 ㎡	4,165 人
石畑防災広場	石畑 209-1		2,771 ㎡	2,771 人
元狭山広域防災広場	二本木 487-1		1,666 ㎡	1,666 人

5 二次避難所（福祉避難所）

施設名	所在地	電話番号
瑞穂町多世代交流センターMIZCUL（ミズカル）	殿ヶ谷 1106	557-8737
瑞穂町心身障害者（児）福祉センター「あゆみ」	石畑 2193	556-6655
フレッシュランド西多摩「よつ葉の湯」	羽村市羽 4225	570-2626

6 防災施設

施設名	所在地	倉庫数等
元狭山広域防災広場	二本木 487-1	防災倉庫（鉄製）×1、防災倉庫（アルミ製）×5
石畑防災広場	石畑 209-1	防災倉庫（軽量鉄骨造）×3、防災倉庫（アルミ製）×1
武蔵野防災会館	南平 2 丁目 50-15	会館 1 階
武蔵資材置場	武蔵 318	防災倉庫（アルミ製）×6

資料第6 消防団の状況



名称	人数	担当地区	車両等
本部	20人	—	指揮車 1 広報車 1 資材運搬車 1
第1分団	30人	長岡地区	消防ポンプ自動車 1
第2分団	30人	箱根ヶ崎地区	消防ポンプ自動車 1
第3分団	30人	石畑地区及び武蔵野地区	消防ポンプ自動車 1
第4分団	30人	殿ヶ谷地区	消防ポンプ自動車 1 小型動力ポンプ 1
第5分団	30人	元狭山地区	消防ポンプ自動車 1

資料第7 災害救助法に基づく救助等

(東京都災害救助法施行細則 令和7年4月1日時点)

1 救助の種類等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	方法					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	避難所設置費 1日1人当たり360円 福祉避難所を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内	1 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。 2 避難所での避難生活が長期にわたる場合等には、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し、供与するもの、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの又はその他適切な方法により供与する。	1 建設型応急住宅 1戸当たり7,089,000円 ・建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 ・福祉仮設住宅を建設型応急住宅として設置することができる。 2 賃貸型応急住宅 世帯の人数に応じて1に準拠	建設型は災害発生の日から20日以内着工 賃貸型は災害発生の日から速やかに提供	1 供与期間 完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項の規定による期間内とする。					
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 1人1日当たり1,390円以内	災害発生の日から7日以内	1 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物 2 費用は、主食、副食及び燃料等の経費					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊(焼)半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月~9月)、冬期(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 現物給付に限ること (1)被服、寝具及び身の回り品 (2)日用品 (3)炊事用具及び食器 (4)光熱材料					
		区分		1人増すごとに加算					
		単位 円		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊・全焼・流失		夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500
冬	33,700		43,500	60,600	70,900	89,300	12,300		
半壊・半焼・床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900		
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900		
医療	医療の途を失った者(応急的に処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損修繕等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診	災害発生の日から14日以内	1 医療の範囲 (1)診療 (2)薬剤又は治療材料の支給					

		療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内		(3)処置、手術その他の治療及び施術 (4)病院又は診療所への収容 (5)看護
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	1 助産の範囲 (1)分べんの介助 (2)分べん前及び分べん後の処置 (3)脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1 世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ住家に居住することが困難である者	1 1 世帯当たり 739,000 円以内（2に掲げる世帯以外） 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から3か月以内（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部、同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	居室、炊事場、便所等日常生活の必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり5,500円 中学校生徒1人当たり5,800円 高等学校等生徒1人当たり6,300円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （その他学用品）15日以内	被害の実情に応じ、次に掲げる品目以内において、現物をもって行う。 (1)教科書 (2)文房具 (3)通学用品
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処置程度のものを行う。	埋葬費 1 体当たり 大人（12歳以上）232,200円以内 小人（12才未満）185,700円以内	災害発生の日から10日以内	次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する (1)棺（付属品含む） (2)埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費含む） (3)骨つぼ及び骨箱
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	
死体の処理	災害の際死亡した者についての死体に関する処理（埋葬を除く。）	(洗浄・縫合、消毒等の措置) 1 体当たり 3,700 円以内 (一時保存)	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班が行う。 2 死体の一時保存にドライア

		既存建物借上費 通常の実績 既存建物以外 1体当たり 5,900 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金額以内		イスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実績を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力では除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費及び輸送費並びに賃金職員等雇用費等 1世帯当たり 143,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	

2 災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者に対する実費弁償

職種	日当	超過勤務手当	旅費
医師	22,200 円	勤務一時間当たりの日当の額（日当の額を 7.75 で除して得た額をいう。）を基礎として職員の給与に関する条例(昭和 26 年東京都条例第 75 号)第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定の例により算出した額	職員の旅費に関する条例(昭和 26 年東京都条例第 76 号)第 2 条第 2 項の規定により 1 級の職務にある者に支給される額相当額
歯科医師	21,300 円		
薬剤師	18,400 円		
保健師、助産師及び看護師	17,300 円		
准看護師	14,200 円		
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	15,300 円		
歯科衛生士	14,900 円		
救急救命士	17,700 円		
土木技術者及び建築技術者	16,600 円		
大工	28,800 円		
左官	30,800 円		
とび職	31,200 円		

3 災害救助法施行令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する業者等に対する実費弁償

その地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額も加算した額以内の額とする。

資料第 8 災害派遣部隊の活動内容

(防衛省防災業務計画より)

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

資料第9 都の緊急輸送道路の位置



資料第 10 ヘリコプター緊急離着陸場及びランデブーポイント

1 ヘリコプター緊急離着陸場

名称	所在地	発着面積	備考
瑞穂ビューパーク	箱根ヶ崎 2475	11,829 m ²	第一優先利用場所
町営第2グラウンド	箱根ヶ崎西松原 3-1	19,300 m ²	第二優先利用場所
第一小学校	箱根ヶ崎 2287	6,880 m ²	
第二小学校	長岡長谷部 250	11,831 m ²	
第三小学校	二本木 670	9,928 m ²	
第四小学校	箱根ヶ崎西松原 2-1	10,198 m ²	
第五小学校	殿ヶ谷 1160	12,090 m ²	
瑞穂中学校	石畑 1961-1	14,569 m ²	
瑞穂第二中学校	箱根ヶ崎 1172	12,691 m ²	

2 ランデブーポイント

名称	所在地	使用時間
瑞穂ビューパーク	箱根ヶ崎 2475	午前9時から日没まで
町営第2グラウンド	箱根ヶ崎西松原 3-1	午前6時30分から日没まで
シクラメンスポーツ公園	箱根ヶ崎 1155	午前6時30分から日没まで
町営少年サッカー場	駒形富士山 320	午前6時30分から日没まで
石畑公園	石畑 2236	午前8時30分から日没まで
第一小学校	箱根ヶ崎 2287	(平日) 午前8時45分から日没まで
第二小学校	長岡長谷部 250	(平日) 午前8時45分から日没まで
第三小学校	二本木 670	(平日) 午前8時45分から日没まで
第四小学校	箱根ヶ崎西松原 2-1	(平日) 午前8時45分から日没まで
第五小学校	殿ヶ谷 1160	(平日) 午前8時45分から日没まで
瑞穂中学校	石畑 1961-1	(平日) 午前8時45分から日没まで
瑞穂第二中学校	箱根ヶ崎 1172	(平日) 午前8時45分から日没まで

資料第 1 1 災害協定等

No	名称	協定締結先（締結年月日）	協定の内容
1	武蔵村山市・瑞穂町・消防相互応援協定	武蔵村山市 (昭和 40 年 12 月 1 日)	消防団の相互応援
2	災害時の医療救護活動についての協定	社団法人西多摩医師会 (昭和 52 年 7 月 12 日)	医療救護班の派遣等
3	入間市・瑞穂町消防相互応援協定	入間市 (昭和 54 年 7 月 31 日)	消防団の相互応援
4	東京消防庁と米空軍第 374 空輸団との消防相互応援協定	東京消防庁と米空軍第 374 空輸団 (平成 6 年 9 月 28 日)	消防装備及び人員の相互応援
5	災害時における応急救護活動についての協定	西多摩接骨師会 (平成 8 年 2 月 20 日)	傷病者の応急救護等
6	震災時等の相互応援に関する協定	東京都 26 市 3 町 1 村 (平成 8 年 3 月 1 日)	食料等の供給に必要な資機材等の提供等
7	災害時における郵便局、瑞穂町の協力に関する覚書	瑞穂郵便局 (平成 10 年 1 月 1 日)	緊急連絡のための郵便局車両の提供等
8	福生消防署管内市町消防相互応援協定	福生市、羽村市 (平成 13 年 6 月 15 日)	消防団の相互応援
9	災害時における緊急放送に関する協定	瑞穂ケーブルテレビ株式会社 (平成 16 年 8 月 23 日)	緊急放送等の協力
10	消防相互応援協定	西多摩地区 4 市 3 町 1 村 (平成 17 年 7 月 1 日)	消防団の相互応援
11	災害時における衛生活動に関する協定	東京都理容生活衛生同業組合西多摩支部 (平成 21 年 8 月 31 日)	理容の実施等
12	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ジャパンミート瑞穂店 (平成 21 年 11 月 17 日)	物資の供給等
13	災害時等における物資の供給に関する協定	株式会社ジョイフル本田 HC 瑞穂店 (平成 21 年 11 月 18 日)	飲料、物資等の供給
14	災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会 (平成 22 年 3 月 3 日)	災害ボランティアセンターの設置等
15	災害時における応急措置活動に関する協定	瑞穂建設業協会 (平成 22 年 12 月 21 日)	応急措置活動の協力
16	災害時における水再生センターへのし尿の搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部 (平成 23 年 3 月 25 日)	避難所等から発生するし尿の多摩川上流水再生センターへの搬入及び受入
17	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局 (平成 23 年 8 月 12 日)	災害情報の交換等
18	災害時における要援護高齢者の避難施設に関する協定	瑞穂町高齢者福祉・医療施設連絡会 (平成 25 年 1 月 24 日)	介護老人福祉施設等の利用
19	大規模災害時における相互応援に関する協定	岐阜県瑞穂市 (平成 25 年 1 月 31 日)	食料等の供給に必要な資機材等の提供等
20	災害時における応急措置活動に関する協定	東京土建一般労働組合西多摩支部 (平成 25 年 3 月 21 日)	応急措置活動の協力
21	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書	東京都水道局 (平成 26 年 3 月 14 日)	初動応急給水活動の実施

22	災害時における避難所施設利用に関する協定	西多摩衛生組合 (平成27年10月1日)	避難所(二次避難所又は福祉避難所を含む。)としての施設利用
23	防災・防犯情報広告に関する協定	東電タウンプランニング株式会社 (平成28年3月29日)	防災・防犯情報広告の掲出
24	災害時における医療品等の調達業務に関する協定	アルフレッサ株式会社東京第二営業統括部 東京多摩営業部 (平成28年5月1日)	医薬品等の調達業務
		株式会社スズケン東京多摩営業部福生支店 (平成28年5月1日)	
		東邦薬品株式会社東京営業部多摩医専部羽村営業所 (平成28年5月1日)	
		酒井薬品株式会社福生営業所 (平成28年5月1日)	
		株式会社メディセオ (平成28年5月1日)	
25	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人西多摩薬剤師会 (平成28年5月1日)	医療救護活動
26	災害時における燃料の供給等に関する協定	瑞穂町燃料商組合 (平成29年3月31日)	燃料の供給等
27	災害時等における応急対策業務に関する協定	西多摩電設工業協同組合 (平成30年6月27日)	人員、資機材等の提供
28	災害時等におけるレンタル資機材の提供に関する協定	サコス株式会社 (平成30年10月1日)	レンタル資機材の提供
29	災害時等における物資の供給に関する協定	株式会社ゼストクック (平成31年1月4日)	惣菜、米飯、和菓子等の提供
30	災害時等における車両の提供に関する協定	武州交通興業株式会社 (令和元年5月14日)	車両(運転手を含む。)の提供
31	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン東京第一支社 (令和元年6月3日)	地図製品等の供給
32	災害に係る情報発信等に関する協定	LINE ヤフー株式会社 (令和元年6月3日)	緊急情報の発信等
33	災害時等における帰宅困難者対応に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 (令和元年8月1日)	帰宅困難者の避難誘導等
34	災害時等における物資の供給に関する協定	株式会社イチマツ食品 (令和元年12月9日)	パン、米飯等の供給
35	災害時等における一時収容場所等の提供に関する協定	不二オフセット株式会社 (令和元年12月23日)	一時収容場所、電源、非常食等の提供
36	災害時等における間仕切りシステム等の供給に関する協定	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク (令和2年1月15日)	避難所用簡易間仕切りシステム等の供給
37	災害時等における車両の提供に関する協定	総合観光バス株式会社 (令和2年6月1日)	車両(運転手を含む。)の提供
38	災害時等における停電復旧の連携等に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社立川支社 (令和2年6月22日)	停電復旧の連携等

39	災害時等における燃料の供給に関する協定	有限会社川口商店 (令和2年7月1日)	燃料の供給
40	災害時等における物資の保管等に関する協定	株式会社東京ロジテック (令和2年9月16日)	物資の保管、荷役、搬送等
41	災害時等における棺等葬祭用品の供給及び遺体の取扱業務の支援等に関する協定	西多摩農業協同組合 (令和2年10月1日)	棺等葬祭用品の供給等
42	災害時等における物資の供給等に関する協定	ムサシ王子コンテナ株式会社 (令和2年10月19日)	段ボールベット等の供給等
43	災害時等における一時収容場所等の提供に関する協定	株式会社A&D マニュファクチャリング (令和3年6月1日)	一時収容場所の提供
44	災害時における動物救護に関する協定	公益財団法人東京都獣医師会多摩西支部 (令和3年11月18日)	動物の救護活動
45	災害時等における一時収容場所等の提供に関する協定	株式会社ジョイフル本田 (令和3年12月22日)	一時収容場所の提供
46	東京都および区市町村相互間の災害時等協力協定	東京都、都内区市町村 (令和3年12月27日)	職員の派遣、避難施設の提供、食料等の提供
47	災害時における臨時福祉避難所施設利用に関する協定	社会福祉法人コロロ学舎瑞学園 (令和4年2月17日)	福祉避難所としての施設利用
48	災害時における給電車両の貸与に関する協定	S&D 多摩ホールディングス株式会社 (令和5年3月22日) トヨタ S&D 西東京株式会社 (令和5年3月22日)	給電車両の貸与
49	災害時における被災者支援に関する協定	東京都行政書士会多摩西部支部 (令和5年3月30日)	り災証明書の交付申請等の支援
50	災害時における支援物資の受入れおよび配送等に関する協定	佐川急便株式会社 (令和5年10月31日)	物資の集積・管理、避難所への配送、人員・機材の提供等
51	災害廃棄物処理等に必要資機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ (令和6年4月12日)	災害廃棄物の仮置場の運営等に必要作業用車両、敷鉄板、簡易計量器、防塵ネット等の供給
52	包括連携協定	あいおいニッセイ同和損保保険株式会社 (令和6年7月23日)	防災・災害対策
53	災害時等における一時収容場所等の提供に関する協定	ダイトロン株式会社 (令和6年8月19日)	一時収容施設の提供
54	包括連携協定	日本郵便株式会社 (令和6年9月30日)	地域の防災及び暮らしの安全・安心
55	災害時におけるり災証明書の交付等に関する協定	福生消防署 (令和7年3月18日)	り災証明書、被災者台帳の作成に必要な情報の提供
56	災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定	公益社団法人東京都栄養士会 (令和7年7月25日)	巡回栄養相談、食事状況調査、衛生指導、栄養健康指導の支援、特殊栄養食品の提供

瑞穂町地域防災計画

令和8年3月改定

編集発行 瑞穂町防災会議
事務局 瑞穂町協働推進部安全・安心課
〒190-1292
瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
電話 042-557-7610 (直通)
